

移動等円滑化取組計画書

2020年 6月 29日

住 所 熊本県熊本市西区上代4丁目
13番34号
事業者名 九州産交バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役 森 敬輔

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社が保有する乗合バスの車両においては、2020年3月末時点のノンステップバス導入率は33%にとどまっている。これは高速バスにはノンステップバスを導入していない影響もあり、一般路線バスだけだと47%となる。こうした現状を踏まえ、車両の更新に併せてノンステップバスの導入を進めている。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバスを2020年度（2019年10月～2020年9月）に11台導入予定。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子のお客様へバスの乗り案内を掲載	車椅子のお客様のために、バスの乗り方をわかりやすくホームページに掲載する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの運行情報を提供する。	バスロケーションシステムの表示の中に、ノンステップバス運行便については車椅子の記号を表示させ、お客様自身のスマホでノンステップバス運行便の確認ができるようにする。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子のお客様の案内訓練	乗務員の新人教育の際、実際に車椅子を使用し、車椅子のお客様の案内手順を訓練する。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

弊社がホームページ上に設置している「ご意見箱」(お客様からのご意見を収集するもの)や、電話でいただいたご意見を社内で共有し、改善に活用する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

ノンステップ車両の導入は、事業計画の車両購入計画に基づき実施。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。